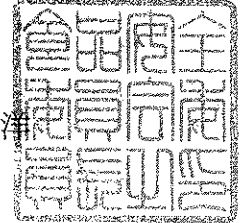


府食第153号
令和2年2月25日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和2年2月19日付け厚生労働省発生食0219第2号により貴省から当委員会
に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

今回照会された食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
の改正については、管理手法の適正化のため新たに開発された試験法を追加す
るものであることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1
項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、
同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない
ときに該当すると認められる。

以上